玉 康保険の加入 脱退手続きは お済みですか?

見直しについて

入院したときの食事代の

脱退の手続きが必要です。 就職して職場の健康保険に加入した 職場の健康保険をやめた時、また、 役場で国民健康保険の加入・

原則14日以内に手続きをしましょ

【加入の届出が遅れた場合】

ます。 までさかのぼって納めることになり)国民健康保険税は、資格を得た月

自己負担になります。 保険証がない間の医療費は

職場を退職後の健康保険は?

①健康保険を任意継続

すれば、 ださい 2年間加入できる場合があります。 職場の健康保険担当者にご確認く 退職後原則20日以内に職場へ申請 職場の健康保険に引き続き

②健康保険の扶養認定

認定されないか、 認ください。 家族の健康保険に扶養家族として 家族の職場へご確

で家族の収入の½未満など。 60歳以上収入180万円未満

> 場合があるなどメリットについ ※職場の健康診断などを受けられる 職場へご相談ください。 7

③国民健康保険に加入

健康保険に加入の手続きをしてくだ ①及び②に該当しない場合は国民

【脱退の届け出が遅れた場合】

健康保険脱退の届け出をしないと国 返還していただく場合があります。 民健康保険税は請求されます。 ●国民健康保険が負担した医療費を 他の健康保険に加入しても、 国民

場ではしてもらえませんので、 で手続きをお願いします。 国民健康保険脱退の手続きは

手続きに必要なもの

証が必要です。 喪失証明書、 加入には、退職証明書または資格 脱退には、 職場の保険

す。 る運転免許証などが必要となりま 人番号確認書類と、本人確認ができ そのほかに、対象者と世帯主の個

▶問い合わせ先

54

平成30年4月から、変更になります。 般所得者の入院時の食事代が

▽現1」ノ		
	負担額 (1食)	
一般所得	360円	
低所得 II (住民税非課税)	2 1 0円	
低所得 I (住民税非課税で一定 所得以下)	100円	

/ 珀/テト

	負担額 (1食)
一般所得	360円
低所得 II (住民税非課税)	210円
低所得 I (住民税非課税で一定 所得以下)	100円

₹)

<平成30年4月から>			
	負担額	(1食	
一般所得	460) 円	

低所得者は、据え置き

第2号被保険者) は、健康保険料率

に介護保険料率が加わります。

※40歳から64歳までの方

(介護保険

い申し上げます。

となります。皆さまのご理解をお願

介護保険料率(全国一律)

も変更

なります。

鳥取支部の健康保険料率は変更と

介護保険料率

平成30年2月分 (3月納付分) まで 1.65%

平成30年3月分 (4月納付分から)

1.57%

9.96%

健康保険料率

平成30年2月分 (3月納付分) まで $9.99\overline{\%}$

平成30年3月分 (4月納付分から)

*問い合わせ先

れます。

日分から変更後の保険料率が適用さ ※賞与については、支給日が3月1

協会けんぽ鳥取支部

企画総務グループ

から

保険料率がかわります

平成30年3月分(4月納付分)

加入者の皆さま

協会けんぽ鳥取支部